

総合教育会議について

(H26.7.17 文科省初等中等教育局長通知要旨)

1 趣旨

総合教育会議を設置することにより、教育に関する予算の編成・執行、条例提案など重要な権限を有している市長と教育事務を管理・執行する教育委員会が、十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政を推進する。

2 会議の位置付けと構成員

- (1) 総合教育会議は、執行機関同士である市長と教育委員会の協議調整の場である。
- (2) 市長及び教育委員会は、総合教育会議で協議・調整し、合意した方針の下に、それぞれが所管する事務を執行する。
- (3) 総合教育会議の構成員は、市長及び教育委員会であり、教育委員会からは、委員長及び全ての委員（教育長含む）が出席することが基本であるが、緊急の場合には、市長と教育長のみで総合教育会議を開くことも可能である。
- (4) 緊急の場合に、教育委員会から教育長のみが出席するときには、事前に対応の方向性について教育委員会の意思決定がなされている場合や教育長に対応を一任している場合には、その範囲内で、教育長は調整や決定を行うことが可能である。

3 会議における協議事項、協議・調整事項

- (1) 会議においては、①大綱の策定に関する協議 ②教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策についての協議 ③児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急時に講ずべき措置についての協議、並びにこれらに関する構成員の事務の調整を行う。(法第1条の4第1項)

(2) 法第1条の4第1項における「調整」とは、教育委員会の権限に属する事務について、予算の編成・執行や条例提案、児童福祉などの市長の権限に属する事務との調和を図ることをいう。

「協議」とは、調整を要しない場合も含め、自由な意見交換として幅広く行われるものをいう。

総合教育会議は、市長又は教育委員会が、特に協議・調整が必要な事項があると判断した事項について協議又は調整を行うものであり、教育委員会が所管する事務の重要事項の全てを総合教育会議で協議・調整するという趣旨で設置するものではない。

(3) 総合教育会議においては、教育委員会制度を設けた趣旨に鑑み、教科書採択、個別の教職員人事等、特に政治的中立性の要請が高い事項については、協議の議題としない。

(4) 教科書採択の方針、教職員の人事の基準については、市長の権限に関わらない事項であり、調整の対象にはならないものの、協議することは考えられる。

(5) 総合教育会議において、協議・調整する対象とすべきかどうかは、当該予算措置が政策判断を要するような事項か否かによって判断し、日常の学校運営に関する些細なことまで総合教育会議において協議・調整するものではない。

4 会議における協議事項、協議・調整事項の具体的な例

(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第1項第1号「教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策」に該当する事項として、以下のものが考えられる。

- ① 学校等の施設の整備、教職員の定数等の教育条件整備に関する施策など、市長と教育委員会が調整することが必要な事項
- ② 幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の在り方やその連携、青少年健全育成と生徒指導の連携、居所不明の児童生徒への対応、総合的な放課後対策、子育て支援などの、市長と教育委員会の事務との連携が必要な事項

(2) 法第1条の4第1項第2号「児童、生徒等の生命又は身体に現

に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合」に該当する事項として、以下のものが考えられる。

- ① いじめ問題により児童、生徒等の自殺が発生した場合
- ② 通学路で交通事故死が発生した後の再発防止を行う必要がある場合

(3) また、法第1条の4第1項第2号における「等の緊急の場合」に該当する事項として想定されるものは、児童、生徒等の生命又は身体の保護に類するような緊急事態であり、以下のものが考えられる。

- ① 災害の発生により、生命又は身体の被害は発生していないが、校舎の倒壊などの被害が生じており防災担当部署と連携する場合
- ② 災害発生時の避難先での児童、生徒等の授業を受ける体制や生活支援体制を緊急に構築する必要があり、福祉担当部署と連携する場合
- ③ 犯罪の多発により、図書館等の社会教育施設でも、職員や一般利用者の生命又は身体に被害が生ずる恐れがある場合
- ④ いじめ防止対策推進法第28条の重大事態の場合(児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき)

5 協議・調整した結果の尊重義務

総合教育会議において調整が行われた場合とは、市長及び教育委員会が合意した場合であり、双方が合意をした事項については、互いにその結果を尊重しなければならない。

なお、調整のついていない事項の執行については、教育委員会及び市長それぞれが判断する。

6 会議の公開と議事録の作成及び公表

(1) 総合教育会議における議論を公開し、市民への説明責任を果たすとともに、その理解と協力の下で教育行政を行う趣旨を徹底するため、会議は原則として公開する。非公開とする場合は、例え

ば、いじめ等の個別事案における関係者の個人情報等を保護する必要がある場合や、次年度の新規予算事業に関する具体的な補助金の額や対象の選定等、意思決定の前に情報を公開することで公益を害する場合等が想定されるもの。

(2) 原則として総合教育会議の議事録を作成し、ホームページを活用して公表する。

7 その他

(1) 会議の招集

総合教育会議は、市長が招集するものであるが、教育委員会の側から総合教育会議の招集を求めることも可能であり、教職員定数の確保、教材費や学校図書費の充実、ICT環境の整備、就学援助の充実、学校への専門人材や支援員の配置等、政策の実現に予算等の権限を有する市長との調整が特に必要となる場合には、教育委員会の側からも積極的に総合教育会議の招集を求めることができる。

(2) 会議の事務局

総合教育会議の運営にあたり必要となる、開催日時や場所の決定、協議題の調整、意見聴取者との連絡調整、議事録の作成及び公表等の事務は、教育委員会が行う。(旭市教育委員会等に対する事務の委任及び補助執行に関する規則)

(3) 総合教育会議における意見聴取者

意見を聴くことができる関係者又は学識経験者とは、大学教員や、学校評議員、子ども育成支援協議会役員、PTA関係者、地元の企業関係者等。